

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業

基本契約書（案）

令和6年5月31日

浜松市

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業に関する
基本契約書 (案)

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である浜松市（以下「市」という。）は、[●]（以下「代表企業」という。）、[●]及び[●]から構成される落札者¹（以下、落札者又は同グループを構成する企業を個別に又は総称して、「落札者」という。）及び〔（SPC名）〕（以下「運営事業者」といい、落札者と運営事業者を個別に又は総称して、以下「事業者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「この基本契約」という。）を締結する。

この基本契約の対象となる本事業の表示

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1 事業名 | (仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業 |
| 2 事業場所 | 静岡県浜松市中央区江之島町1197 |
| 3 事業期間 | 特定事業契約の本契約成立日～令和24年8月31日 |
| (1) 設計・建設期間 | 特定事業契約の本契約成立日～令和9年8月31日 |
| (2) 維持管理・運営期間 | 令和7年3月1日～令和24年8月31日 |

本事業について、市及び事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この基本契約は、建設工事（設計・施工一括）請負契約及び維持管理・運営業務委託契約と不可分一体として特定事業契約を構成するが、この契約は仮契約であって、本事業における建設工事（設計・施工一括）請負契約及び指定管理者の指定について浜松市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。ただし、このことについて浜松市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において、市は一切の責任を負わない。

また、事業者と市は、特定事業契約とともに、入札説明書等に定める事項が当事者間に適用されることをここに確認する。

¹ 技術提案書に記載された役割に応じて追記します。

この基本契約の締結の証として、本書の原本●通を作成し、市及び事業者が各自記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

浜松市

浜松市長

事業者

代表企業

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

構成員

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

協力企業

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

運営事業者

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

目 次

第1条（目的及び解釈）	1
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第3条（事業日程）	1
第4条（維持管理・運営業務の実施主体）	1
第5条（株主の誓約）	2
第6条（本事業の概要）	3
第7条（役割分担）	3
第8条（特定建設工事共同企業体の組成）	4
第9条（設計業務、工事監理業務及び施工業務）	4
第10条（維持管理・運営業務）	5
第11条（運営事業者の支援等）	5
第12条（経営計画等の報告）	5
第13条（この基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）	6
第14条（債務不履行等）	6
第15条（秘密保持義務）	6
第15条の2（個人情報の保護）	7
第16条（談合その他不正行為による解除）	7
第17条（暴力団等の排除措置）	10
第18条（管轄裁判所）	10
第19条（この基本契約の有効期間）	10
第20条（準拠法及び解釈）	11
第21条（定めのない事項）	11

第1条（目的及び解釈）

- 1 この基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 この基本契約の用語は、別紙1の定義集に定義された意味を有するものとする。
- 3 この基本契約、特定事業契約（この基本契約を除く。以下、本項において同じ。）、入札説明書等、技術提案書の間に齟齬がある場合、この基本契約、特定事業契約、入札説明書等、技術提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、市と事業者が協議の上、技術提案書の記載内容が入札説明書等を上回ることを確認した場合、当該部分については技術提案書の記載が入札説明書等に優先するものとする。

第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 3 事業者は、本事業の入札手続に係る（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業における浜松市PFI等審査委員会及び市の要望事項を最大限尊重するものとする。

第3条（事業日程）

- 1 本事業の事業日程については別紙1に示す。
- 2 本事業の事業期間は、この基本契約の本契約成立の日から別紙2に示す運営完了日までとする。

第4条（維持管理・運營業務の実施主体）

- 1 落札者のうち構成員は、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）に基づき維持管理・運營業務及びこれに付随し又は関連する業務の実施のみを目的とする運営事業者を設立したこと及び運営事業者について次の事項を表明及び保証する。
 - (1) 運営事業者は、会社法に定める株式会社であり、その本店所在地は浜松市内に設けていること。
 - (2) 運営事業者の資本金は、技術提案書に示された金額（●円）²以上であること。
 - (3) 構成員は、別表1に定めるところにより必ず運営事業者に株式出資しており、構成員以外のものが運営事業者の株式を保有していないこと。また、代表企業の有する運営事業者株式の議決権割合は、構成員中最大であること。
 - (4) 運営事業者の定款の目的には、本事業及びこれに付随し又は関連のある事業のみ

² 運営事業者の資本金は1,500万円以上とし、その後、本事業終了時（運営完了日）までこれを維持することとします。

が記載されていること。

- (5) 運営事業者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、運営事業者の全部の株式が譲渡制限株式であること。また、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項、会社法第139条第1項但書に定める事項及び会社法第140条第5項但書に定める事項について、運営事業者の定款に定めていないこと。
- (6) 運営事業者は、会社法第108条第1項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行していないこと。
- (7) 運営事業者は、会社法第109条第2項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う」旨を定款に定めていないこと。
- (8) 運営事業者は、募集株式の割当てに関する会社法第204条第1項に定める決定について、運営事業者の定款に会社法第204条第2項但書にある別段の定めを定めていないこと。
- (9) 運営事業者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第243条第1項に定める決定について、運営事業者の定款に会社法第243条第2項但書にある別段の定めを定めていないこと。
- (10) 市の市議会議員市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者を役員等にしていないこと。

第5条（株主の誓約）

- 1 落札者のうち構成員は、この基本契約が効力を失うまでの期間において、次の事項を市に対して誓約し、遵守する。
 - (1) 運営事業者の定款を、市の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないこと。なお、定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、発注者に対して提出すること。
 - (2) 構成員の運営事業者株式の保有割合及び運営事業者の資本金額については、別表1のとおりとし、必要な新株を引き受けること。ただし、市の事前の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。
 - (3) 運営事業者の資本金を●円以上とし、その後、運営完了日までこれを維持すること。
 - (4) 市の事前の書面による承諾なくしてその保有する運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
 - (5) 前号の市の承諾を受けた場合でも、構成員以外のものが運営事業者の株式を保有しないこと。また、代表企業の有する運営事業者株式の議決権割合は、構成員中最大であること。

- (6) 第4号に従い市の承諾を得て運営事業者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付写しをその締結後速やかに市に提出すること。
- (7) 第4号に従い市の書面による事前の承諾を得て運営事業者の株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、本条記載の事項を誓約する旨を市宛てに提出させること。
- (8) 他の構成員（第4号に従い運営事業者の株式を譲り受けた者を含む。）が運営事業者の株式の譲渡、担保権の設定、又はその他の処分を行う場合には、当該出資者をして、本条に規定される内容を遵守させること。
- (9) 運営事業者の取締役が選任され若しくは改選された場合、又は技術提案書による運営事業者の経営体制が変更される場合は、運営事業者をしてこれを市に報告させること。
- (10) 市の市議会議員市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者を役員等にしないこと。

第6条（本事業の概要）

- 1 本事業は、統括管理業務、設計業務、施工業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務その他関連業務並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成されるものとする。
- 2 事業者は、本事業を入札説明書等及び技術提案書に従って遂行する。
- 3 事業者は、本事業に関し、市との間で、この基本契約に基づき、次の各号所定の各契約を締結する。
 - (1) 市と建設共同事業体（第8条に定義する。）は、建設工事（設計・施工一括）請負契約を締結する。
 - (2) 市と運営事業者は、維持管理・運営業務委託契約を締結する。

第7条（役割分担）

- 1 本事業の実施において、落札者を構成する各当事者は、市と別段の合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。
 - (1) 統括管理業務は、運営事業者からの委託又は運営事業者への人員の派遣等により統括管理企業が行う。
 - (2) 設計業務、工事監理業務及び施工業務は、建設共同企業体（次条に定義する。）が市からの発注を受けて、これを行う。
 - (3) 設計業務は、建設共同企業体の内部的な役割分担の取り決めにより設計企業がこれを行う。
 - (4) 工事監理業務は、建設共同企業体の内部的な役割分担の取り決めにより工事監理

企業がこれを行う。

- (5) 施工業務は、建設共同企業体の内部的な役割分担の取り決めにより建設企業がこれを行う。
 - (6) 開業準備業務（開業準備期間の維持管理業務を除く。）は、運営事業者からの委託又は運営事業者への人員の派遣等により、運営企業が行う。
 - (7) 維持管理業務（開業準備期間の維持管理業務を含む。）は、運営事業者からの委託又は運営事業者から本施設の維持管理・運営業務の包括的な委託を受けた者からの委託により維持管理企業が行う。
 - (8) 運営業務は、運営事業者からの委託又は運営事業者への人員の派遣等により、運営企業が行う。
- 2 特定事業契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、統括管理企業、設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、合理的に必要と認められる部分につき、特定事業契約に定めるところに従って、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

第8条（特定建設工事共同企業体の組成）

- 1 建設企業は、本施設の設計業務、工事監理業務及び施工業務を請け負うに当たり、代表者は施工業務を実施する建設企業とし、その他の構成企業を設計企業、工事監理企業及び代表者となる建設企業以外の建設企業とする複数の企業からなる特定建設共同企業体（以下「建設共同企業体」という。）を組成する。
- 2 建設企業は、建設共同企業体の組成及び運営に関し建設共同企業体協定書を締結の上、締結後速やかにその原本証明付き写しを市に提出する。
- 3 建設企業は、前項に規定する建設共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の建設共同企業体協定書の原本証明付き写しその他変更内容を証する書面をあわせて市に提出する。
- 4 建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体の構成員は、連帯して、この基本契約において建設共同企業体が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

第9条（設計業務、工事監理業務及び施工業務）

- 1 設計業務、工事監理業務及び施工業務に係る業務の概要は、要求水準書及び技術提案書に定めるとおりとする。
- 2 建設共同事業体は、市との建設工事（設計・施工一括）請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、市との別段の合意がある場合を除き、当該契約期間内にビーチコート（センターコート、サブコート1、2）、スタンド・管理棟、多目的広場（イベント広場、アーバンスポーツエリア）、駐車場（管理用、第1駐車場）を完成させ、市に引き渡す。
- 3 建設共同事業体は、建設工事（設計・施工一括）請負契約の規定に基づき、市に対し、

設計業務、工事監理業務及び施工業務における契約保証金を差し入れなければならない。

- 4 前各項に定めるもののほか、設計業務、工事監理業務及び施工業務に係る契約条件の詳細は、建設工事（設計・施工一括）請負契約による。

第10条（維持管理・運營業務）

- 1 維持管理・運營業務に係る業務の概要は、要求水準書及び技術提案書に定めるとおりとする。
- 2 運営事業者は、維持管理・運營業務委託契約締結後、本事業の事業期間において、統括管理業務を実施する。
- 3 運営事業者は、維持管理・運營業務委託契約締結後、開業準備期間において開業準備業務を実施する。
- 4 運営事業者は、維持管理・運營業務委託契約締結後、維持管理・運営期間開始前に維持管理・運營業務の準備を実施し、維持管理・運営期間において維持管理・運營業務を実施する。
- 5 運営事業者は、維持管理・運營業務委託契約の条項の規定に基づき、市に対し、契約保証金を差し入れなければならない。
- 6 運営事業者は、維持管理・運營業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、維持管理・運營業務に係る契約条件の詳細は、維持管理・運營業務委託契約による。

第11条（運営事業者の支援等）

- 1 構成員は、維持管理・運營業務委託契約に基づく運営事業者の市に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証するものとし、この基本契約別紙3に定める様式の保証書を市と運営事業者が維持管理・運營業務委託契約を締結すると同時に市に提出するものとする。
- 2 前項の保証の額の上限は、維持管理・運營業務委託契約の契約金額（以下、本条において「保証上限額」という。）とする。なお、市の保証債務履行の請求に基づき構成員が支払った金額は、当該保証債務に係る債務が構成員の故意又は過失若しくは運営事業者と構成員間の契約において構成員の責めに帰すべき事由により発生したものである場合、又は保険により若しくは第三者（運営事業者を含む。）から履行した保証債務について填補されている場合を除き保証上限額から控除する。

第12条（計算書類等の提出）

事業者は、それぞれ会社法上要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該企業の毎会計年度終了後3ヶ月以内に市に提出しなければならない。なお、当該企業が

会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を市に提出するものとする。また、設計企業、工事監理企業及び建設企業の本条に基づく義務は、令和9年8月31日の属する会計年度までとする。

第13条（この基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

市及び事業者は、他の当事者の承諾なくこの基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第14条（債務不履行等）

この基本契約の各当事者は、この基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。この場合において、事業者のいずれかの債務不履行に起因して、市に損害を与えた場合には、事業者は、市に対して、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

第15条（秘密保持義務）

- 1 市及び事業者は、この基本契約又は本事業に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、市及び事業者は、この基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、この基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 受領の時に公知である情報
 - (2) 受領される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 受領の後に市及び事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 受領の後に秘密情報を開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 受領を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (6) 市及び事業者がこの基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要しない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令等上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 市が本施設の運営に必要と認めた場合（本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）
- 4 市は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令等その他市の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

第15条の2（個人情報の保護）

事業者は、この基本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、市が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から事業者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) この基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 市の指示又は承諾があるときを除き、市から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、市の指定する方法により、市の指定する職員と事業者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (7) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、市に報告しなければならない。
- (8) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生じる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに市に報告するとともに、市の指示に従うものとする。
- (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、市又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

第16条（談合その他不正行為による解除）

- 1 市は、落札者が本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、この基本契約を解除し、特定事業契約（この基本契約を除く。以下、本項において同じ。）も解除す

ることができる。ただし、落札者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、代表企業が構成員又は協力企業に代わって入札参加資格を有する者を構成員又は協力企業として補充し、市が入札参加資格の確認及び設定予定の運営事業者の能力を勘案し、特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、市及び落札者はこの基本契約を終了させ、市と当該補充後の構成員又は協力企業による企業グループとの間で、新たに基本契約を締結することができるものとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札者のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本項において同じ。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者のいずれか又は落札者のいずれかが構成事業者である事業団体（以下本項において「構成事業者等」という。）に対して行われたときは、構成事業者等に対する命令で確定したものをいい、構成事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の落札者選定手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の落札者選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 落札者のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (5) 事業者のいずれか又はそれらの役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）であることが判明したとき。
 - (6) 事業者が次条に規定する市の求めに従わなかったとき、又は次条に規定する事業者から受託し若しくは請け負う第三者が事業者又は事業者の指示に従わなかったとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、事業者又は事業者が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 事業者のいずれかが前項第1号から第4号いずれかに該当したときは、特定事業契約が解除又は不締結になるか否かを問わず、事業者は、連帯して、第4条第1項の契約金額（消費税等を含む。）の100分の20に相当する額を違約金として市に支払う義務を負う。なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、事業者のいずれかの債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。
- 3 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、この基本契約を解除し、特定事業契約（この基本契約を除く。以下、本項及び次項において同じ。）も解除することができる。
- (1) 事業者がこの基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該是正期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (2) この基本契約以外の特定事業契約が解除されたとき。
- 4 事業者の責めに帰すべき事由（第1項第5号から第7号及び前項を含むが、その限りではない。）により、この基本協定及び特定事業契約が解除された場合（第1項第1号から第4号に該当する場合を除く。）、事業者は、連帯して、入札金額（地方税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する額を違約金として市に支払う義務を負う。ただし、この基本契約以外の特定事業契約に基づき違約金が支払われた場合を除く。
- 5 第2項及び前項の違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、事業者のいずれかの債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

6 次の各号に掲げる者がこの基本契約を解除した場合は、第3項第1号及び第4項に該当する場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第17条（暴力団等の排除措置）

- 1 市は事業者に対し、事業者の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより事業者又はその役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができる。
- 2 市は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者及び消防長をいう。）に提供することができる。
- 3 事業者は、市から受託し又は請け負った業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。
- 4 事業者は、本事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。事業者が、市又は運営事業者から受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 5 市は、事業者が、市から受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、事業者に対し、当該事業者において当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができ、当該事業者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう求めることができる。

第18条（管轄裁判所）

市及び事業者は、この基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第19条（この基本契約の有効期間）

この基本契約の有効期間は、この基本契約の本契約成立の日から運営完了日までとす

る。ただし、この基本契約の終了後も第15条から本条まで及び次条の定めは有効とする。

第20条（準拠法及び解釈）

- 1 この基本契約は日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈される。
- 2 この基本契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、この基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 この基本契約の変更は書面で行うものとする。

第21条（定めのない事項）

この基本契約に定めのない事項については、市及び事業者が別途協議して定めることとする。

定義集

- (1) 「維持管理・運営業務」とは、統括管理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の総称をいう。
- (2) 「維持管理・運営業務委託契約」とは、この基本契約の規定に基づき、市と運営事業者が維持管理・運営業務の委託に関して締結する、（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業に関する維持管理・運営業務委託契約をいう。
- (3) 「維持管理・運営期間」とは、令和7年3月1日から令和24年8月31日までをいう。
- (4) 「維持管理企業」とは、●●をいう。
- (5) 「維持管理業務」とは、本施設の維持管理に関して要求水準書に規定される維持管理業務をいう。
- (6) 「運営企業」とは、●●をいう。
- (7) 「運営業務」とは、本施設の運営に関して要求水準書に規定される運営業務をいう。
- (8) 「開業準備期間」とは、令和9年7月1日から同年8月31日までをいう。
- (9) 「開業準備業務」とは、本施設の開業準備に関して要求水準書に規定される開業準備業務をいう。
- (10) 「技術提案書」とは、本事業の入札において落札者から市に提出された技術提案書をいう。
- (11) 「協力企業」とは、落札者のうち、運営事業者の株主とならない●●、●●及び●●をいう。
- (12) 「建設企業」とは、●●をいう。
- (13) 「建設工事（設計・施工一括）請負契約」とは、この基本契約に従って、市と建設共同事業者がビーチコート（センターコート、サブコート1、2）、スタンド・管理棟、多目的広場（イベント広場、アーバンスポーツエリア）、駐車場（管理用、第1駐車場）の設計、工事監理及び建設工事等の請負を目的として締結する、（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業に関する建設工事（設計・施工一括）請負契約をいう。
- (14) 「工事監理企業」とは、●●をいう。
- (15) 「工事監理業務」とは、要求水準書に規定される工事監理業務をいう。
- (16) 「構成員」とは、落札者のうち運営事業者の株主となる、●、●及び●をいう。
- (17) 「事業期間」とは、本契約締結日から令和24年8月31日までをいう。
- (18) 「消費税等」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。
- (19) 「施工業務」とは、要求水準書に規定される施工業務をいう。
- (20) 「設計企業」とは、●●をいう。

- (21) 「設計業務」とは、要求水準書に規定される設計業務をいう。
- (22) 「統括管理企業」とは、●●をいう。
- (23) 「統括管理業務」とは、要求水準書に規定される統括管理業務をいう。
- (24) 「特定事業契約」とは、この基本契約、建設工事（設計・施工一括）請負契約及び維持管理・運營業務委託契約をいう。
- (25) 「入札説明書」とは、令和6年5月31日付で公表した「（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業 入札説明書」をいう。
- (26) 「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、モニタリング基本計画（案）その他一切の本事業の入札において公表した資料（これらに係る質問回答書及びその後の修正を含む。）をいう。
- (27) 「法令等」とは、すべての法律、政令、省令、条例、規則その他正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。
- (28) 「本事業」とは、（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業をいう。
- (29) 「本施設」とは、ビーチコート（センターコート、サブコート1、2）、スタンド・管理棟、多目的広場（イベント広場、アーバンスポーツエリア）、駐車場（管理用、第1駐車場、第2駐車場、アーチェリー場利用者用）、現存のアーチェリー場をいう。
- (30) 「要求水準書」とは、市が本事業の入札において公表した（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業要求水準書（参考資料を含む。）及びこれに係る質問回答をいう。

事業日程³

1	基本契約の締結 建設工事（設計・施工一括）請負契約の締結 維持管理・運営業務委託契約の締結	令和7年1月●日（仮契約） 令和7年2月（本契約）
2	統括管理業務	特定事業契約の本契約成立日から 令和24年8月31日（運営完了日）まで
3	設計業務、工事監理業務、施工業務	特定事業契約の本契約成立日から 令和9年8月31日（全面開業日の前日）まで
4	開業準備業務	令和9年7月1日から令和9年8月31日 （全面開業日の前日）まで
5	全面開業日	令和9年9月1日
6	維持管理業務、運営業務	令和7年4月1日から 令和24年8月31日（運営完了日）まで
7	運営完了日（事業期間終了）	令和24年8月31日

³ 現在の事業日程は、市の想定する日程を記載しています。技術提案書の記載に従って修正します。

浜松市

浜松市長 ●●●● 様

保 証 書

〔構成員〕及び〔構成員〕（以下「保証人」という。）は、（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、保証人が構成員であるところの事業者が浜松市（以下「市」という。）との間で令和●年●月●日に締結した（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業に関する基本契約（以下「基本契約」という。）に基づいて、この保証書を提出し、市との間で保証契約を成立させる。なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、基本契約において定められたものと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

保証人は、維持管理・運營業務委託契約に基づく運営事業者の市に対する損害賠償債務及び違約金支払債務（以下、まとめて「主債務」という。）の履行を、運営事業者と連帯して保証する。

第2条（保証の上限）

前条の保証の額の上限は、維持管理・運營業務委託契約の契約金額（以下、本条で「保証上限額」という。）とする。なお、市の保証債務履行の請求に基づき保証人が支払った金額は、当該保証債務に係る債務が保証人の故意又は過失若しくは運営事業者と保証人間の契約において保証人の責めに帰すべき事由により発生したものである場合、又は保険により若しくは第三者（運営事業者を含む。）から履行した保証債務について填補されている場合を除き、保証上限額から控除する。

第3条（保証人の表明）

保証人は、この保証書に基づく保証をすることが運営事業者の株主を当事者とする株主間契約に規定されていることを表明する。

第4条（求償権の行使）

保証人は、市の同意がある場合を除き、維持管理・運營業務委託契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことによ

り、代位によって取得した権利及び保証人に対する求償権を行使することができない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈するものとする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和 年 月 日

保証人

運営事業者の資本金及び株主構成

1 基本契約締結時

運営事業者の資本金の額	●円
運営事業者の発行済株式の総数	●株
出資者（代表企業）	
所在地	
商号又は名称	
代表者名	
出資額	●円
引き受ける株式の総数	●株
引き受ける株式の種類	●株式
出資者（構成員）	
所在地	
商号又は名称	
代表者名	
出資額	●円
引き受ける株式の総数	●株
引き受ける株式の種類	●株式

2 その後の資本金及び株主構成⁴

⁴ 上記 1. の記載例に従って記載します。なお、運営事業者の資本金は1,500万円以上とし、その後、本事業終了時（運営完了日）までこれを維持することとします。